

令和 6 年 8 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 6 年 8 月 9 日開催

会 議 録

開催日時		令和6年8月9日（金） 午後7時00分 開会 午後8時48分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 教育長職務代理者 本田 哲嗣、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子	
	事 務 局	説明員 学校教育部長 坂本 考生 社会教育部長 佐藤 弘康 学校教育部次長 中瀬 恭子 社会教育部次長 主藤 肇 学校施設課長 板東 俊光 文化振興課長 坂本 剛 学務課長 山本 厚 教職員課長 山下 聡司 適正配置担当課長 今 多生 学校教育部主幹 工藤 秀敏 事務局員 教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸 学務課主査 加藤 大輔	
	傍 聴 者	0 人	
	公開・非公開の別	非公開	
会 議 次 第		1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について ・議案第1号 令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 （1） 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について （2） 旭川市立小・中学校適正配置計画（令和2年3月改訂）の見直しについて （3） 令和6年度のいじめの認知件数について （4） 北星中学校における事故について （5） 社会教育部関係団体における過年度分の納税について （6） 令和6年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について 6 その他 7 閉会	

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和6年8月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は本田委員、山崎委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和6年5月定例会、6月定例会、7月定例会、8月第1回臨時会及び8月第2回臨時会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということによろしいですか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、令和6年5月定例会、6月定例会、7月定例会、8月第1回臨時会及び8月第2回臨時会の会議録については、調製後、承認することといたします。 《 審議事項 》	
教 育 長	それでは、審議事項に入ります。 お手元に配付されております令和6年8月定例教育委員会会議議案等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号、令和6年8月6日付け提出の議案第1号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（3）から報告事項（6）までは、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号、令和6年8月6日付け提出の議案第1号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（3）から報告事項（6）までは、秘密会といたします。 また、議案第1号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（6）は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。	
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項（6）については、会議録には概要を記載することといたします。 なお、議事運営の都合上、教科書採択に係る案件である令和6年8月6日付け提出の議案第1号は最後に取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。	

教 育 長 学 校 教 育 部 長	《 報告事項 》 それでは、報告事項に入ります。 報告事項（１）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	令和６年７月２４日に開催されました子育て文教常任委員会において、公明党の駒木委員、日本共産党の中村委員、民主・市民連合の江川委員から、市民団体が運営するウェブサイトへの「いじめの重大事態に係る調査報告書」とされる文書の掲載について、質疑がありました。 また、日本共産党の中村委員から、旭川市いじめ問題再調査委員会の調査終了報告について、質疑がありました。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（１）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置計画（令和２年３月改訂）の見直し」について、報告願います。
適正配置担当課長	計画の見直しに当たりましては、様々な立場から広く御意見をいただくため、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会を設置しました。学識経験者や関係団体等からの推薦が９人、公募３人、合計１２人の方に参加いただいております。７月２９日に第１回懇談会を開催したところであり、その概要と出された主な意見などを報告します。 計画の見直しに当たりましては、第２期の取組状況と検証を行っております。適正配置は保護者、地域との合意を前提に進める方針であり、対象校の保護者や地域住民の意向を尊重してきた経緯があります。これまで統廃合となった学校は、保護者から閉校の要望を受けたり、地域の児童生徒がごく少数となってから、保護者や地域の理解を得て統廃合している状況です。適正配置の進め方について、過小規模を「望ましい規模」として捉える保護者の意見が多いことや、子どもが在籍する間は統廃合に反対する意見が出ることなどがあり、地域としては「学校がなくなると地域が衰退する」など教育の視点での議論が難しい状況があります。 地域、保護者に共通する課題としては、人数が少ないほど個々の意見が強調されやすく、統廃合を希望しても声を挙げにくい、教員数の減少による学校運営の負担の増大が保護者や地域に伝わりにくいというような状況があります。また、個別学校の課題としては、台場小学校や江丹別小中学校について、実情を踏まえた検討が必要であると考えております。 懇談会では、参加者から、少子化が進む中でコスト面からも学校教育を考えていく必要があるという意見や、一定規模の学校では、小規模校では得られない経験やコミュニケーション能力が身に付くという意見があったほか、統廃合対象校の保護者の方からは、複式学級のメリットについて御意見があったところです。 また、台場小学校については近隣に児童養護施設があることへの配慮の必要性や、第３期の啓北中学校の統廃合についても、学校施設の規模等も再検討し考えていくべきではとの個別の学校に関する御意見もございました。

教 育 長 本 田 委 員	た。 また、改訂に当たり、計画の構成全体を見直す予定であり、左側が現在の適正配置計画の構成、右側が見直し後の構成案となっております。構成見直しのポイントは3つであり、1番目が計画改訂の趣旨や計画期間などの総論は冒頭で説明すること、2番目が別冊となっている「基本方針」と「ブロック別計画」を合冊すること、3番目が基本方針の「基本的な考え方」と「適正配置の進め方」を一つにまとめ整理しております。 見直しのスケジュールについては、教育委員会事務局において適正配置計画改訂版の素案を作成し、懇談会での意見を伺った後、計画改訂案についてパブリックコメントを実施する予定です。市民の皆様や懇談会の意見を踏まえながら、年度内に最終的な計画改訂版を策定し、令和7年度から新たな計画に基づき取組を進めていきたいと考えております。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 なぜ、適正配置が必要なのか理解していただけない限り、計画を立てても、そこに住まわれている保護者や地域の方はなくなっては困るという気持ちは消えないのではないのでしょうか。そこをうまく表現できれば良いと思います。少子化が進むことはみなさん理解されていると思いますが、子どもが少なくても、学校は同じスタッフが配置されるという誤解もあるのではないのでしょうか。学級数が減ると教頭が置けない、養護教員を置けないなどスタッフがどんどん削られていくという定数の問題もあると思います。 そこに通う子どもにとって良い環境が何かということを御理解いただくように進めていただきたいと思います。また、校舎の老朽化が進んでいる場合、幾つかの学校をまとめて新しい学校にするという発想も必要です。そうしないと、教育環境としては今の学校の方が子どもにとっては学習しやすいという考えになるのではないかと思います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（2）「旭川市立小・中学校適正配置計画（令和2年3月改訂）の見直し」は、報告を受けたこととします。 《 そ の 他 》
教 育 長 各 委 員 事 務 局	他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。 <議案第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」> 令和6年8月9日から同年11月3日までを任期とする旭川市文化賞選考委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長 学 校 教 育 部 主 幹	<報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和6年8月1日付の旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和6年7月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和6年7月2日から同月17日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 次に、報告事項（3）「令和6年度のいじめの認知件数について」、報告願います。
教 育 長 坂 田 委 員 学 校 教 育 部 主 幹	令和6年7月末現在、学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校2,647件、中学校467件、合わせて3,114件であり、前年度同月末比（2,233件）の約1.4倍となっております。前年度から増加している要因につきましては、各学校の「いじめ見逃しゼロ」に向けた意識が一層高まり、些細な事案であっても、いじめ事案と認知した上で、組織的に対応する取組が徹底されていることの現れと考えております。 今後も、法に基づく積極的かつ幅広い認知や、重大化・長期化の防止に向けた支援等の取組を推進してまいります。また、本件につきましては、昨年度に引き続き、市のホームページに掲載し、学校・教育委員会・いじめ防止対策推進部が一体となったいじめの防止等のための対策を推進していることについて、広く市民に周知してまいります。
教 育 長 坂 田 委 員 学 校 教 育 部 主 幹	本案について、御意見、御質問等がありますか。 この件数のうちいじめが解消した件数はどれくらいあるのですか。 解消した件数は、相当の期間いじめがなかったということが条件の一つとなりますので、7月末の数値で言えば、4月に認知した件数のうち、96件が解消した件数ということになります。
本 田 委 員	数字だけではなく、たとえば、中学1年生は小学校から中学校に上がり不安定な時期のため件数が増加しているなど、その傾向も公表していく必要があると思います。成長期の中で、気を付ける時期がわかれば、解決に向かう頻度が高くなるのではないのでしょうか。
山 崎 委 員 学 校 教 育 部 主 幹	おとなしい学年の子どもと元気の良い学年の子どもでこの数字の動きに特徴が出ることはあるのですか。 学年によって認知件数が多いといったことが見受けられることはありますが、その学年の児童生徒の状況によるものか明確ではありません。
教 育 長	小学校から中学校の9年間で、学校でも、その学年の状況により、手厚く指導することや、そこが落ちついてきたら、別のところを厚く指導する

教 育 長 各 委 員 教 育 長	といったこともあるようですので、一律に傾向というのは難しいのではないのでしょうか。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（３）「令和６年度のいじめの認知件数について」は、報告を受けたこととします。
学 校 施 設 課 長	次に、報告事項（４）「北星中学校における事故について」、報告願います。 本件は、本年５月２０日午後２時１５分頃、同校の用務員が学校敷地内で刈払機を使用して草刈り作業を行っていた際、刈払機のワイヤーが小石に接触し、その弾みで飛んだ小石が、付近の道路を走行していた相手方車両に当たり、破損させた事故です。 この事故による過失の割合は、市が１００％でございまして、損害賠償の額を車両修理費及び代車費用の合計額６４９，２２０円と定め、７月４日に専決処分をし、７月８日に示談が成立しております。 また、再発防止策としまして、全小中学校に本件発生の要因や草刈り作業における安全基準を改めて周知徹底する通知を発出したほか、各学校を巡回し、安全な作業方法などに関わる個別指導を緊急的に実施したところであります。 なお、本件につきましては、９月に開会を予定しております旭川市議会令和６年第３回定例会において専決処分の報告をすることとしております。
教 育 長 本 田 委 員 学 校 施 設 課 長 本 田 委 員	本案について、御意見、御質問等がありますか。 こういう案件は過去にもありませんでしたか。 前は令和４年にありました。 そのときに注意喚起を行い、複数人数で行うことや幕を張ることなどの注意を促していながら、また起こるということは、やはり、日頃からヒヤリハットの法則というものを職員が自覚し、十分、気をつけていただくことが必要であると思います。
山 崎 委 員 学 校 施 設 課 長	道路で草刈りをされているのを見ますが、横に網を持った人が２人で囲んでいました。あれは草ではなく、石が飛ぶのを防いでいるのですね。 今回も防御ネットをもって２人で行っていましたが、ワイヤーの草刈り機の場合、石が２０メートル程度飛ぶ可能性があります。この学校も含め全校に学校施設課の職員が巡回し、もう１度指導したところです。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（４）「北星中学校における事故について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（５）「社会教育部関係団体における過年度分の納税について」、報告願います。
主藤社会教育部次長	この度、本市が負担金を支出し、事務局を担う「旭川市２０歳を祝うつどい実行委員会」及び「大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会」、構成員として参画している「旭川ミュージックウィーク実行委員会」において、本年８月７日までに、過年度における法人税等を納付したので、御報告します。 はじめに、納付に至った経過ですが、令和５年１１月に本市の一部外郭団

教 育 長 近 藤 委 員 主藤社会教育部次長	体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、それぞれの実行委員会等が税務署と協議した結果、法人税等の課税対象事業者であると判断されたため、過去5年分を申告し納付したものです。 納付税額につきましては、まず、「旭川市20歳を祝うつどい実行委員会」においては、過去5年分の合計で43万1,100円となっており、その内訳は、法人税が600円、法人道民税及び法人事業税が延滞金を含め10万5,800円、法人市民税が延滞金を含め32万4,700円となっております。 次に「大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進協議会」においては、課税対象と判断された過去4年分の合計で33万5,300円となっており、その内訳は、法人税が3,900円、法人道民税及び法人事業税が延滞金を含め8万2,400円、法人市民税が延滞金を含め24万9,000円となっております。 次に「旭川ミュージックウィーク実行委員会」においては、事業開始が令和4年度からのため、令和4年度分として7万4,600円となっており、その内訳は、法人道民税が1万8,300円、法人市民税が延滞金を含め5万6,300円となっております。 今回の事案については、税務関係法令の認識不足が原因であり、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。 本案について、御意見、御質問等がありますか。 事業の原資はどこから出ているのですか。 20歳を祝うつどいは、市の負担金と協賛金があります。ジオパークにつきましても、負担金と参加費、助成金などです。ミュージックウィーク実行委員会は協賛金などの中から支払をしています。
近 藤 委 員 主藤社会教育部次長	最終的な会計の決算の後に、この税金を払うお金は残っていたのですか。 20歳を祝うつどいにつきましては、例年、負担金は事業が終わった段階で精算し、多かった分は戻入していますが、今年度は、差額繰越分については、この納税に充てるために、戻入しないでおいたという状況です。
坂 田 委 員 主藤社会教育部次長	こういった実行委員会は法人の扱いになるということですか。 事業所ということで法人の扱いとなり、課税は収益事業に当たるかどうかで判断するということになります。収益事業には様々なものがあり、例えば20歳を祝うつどいの実行委員会では、広告料収入が収益事業とされ、それにかかった経費、例えばパンフレットを作った経費や、プロジェクターを使って投影するものなどがありましたが、それらに関する経費を必要経費というところで差引きし、黒字になった部分に対して法人税等が課せられたものです。
社 会 教 育 部 長	黒字ではなくても、収益事業と言われた瞬間に課税されるという考え方ですので、収支が黒字だからというよりは、収益事業であるからということが理由となります。
近 藤 委 員 本 田 委 員 主藤社会教育部次長	これは収益事業であるから課税であると判断されたのですね。 税に関して、まず指導なり注意といったものはないのでしょうか。 基本的には申告する形の税ですので、こういうのがありましたと申告し、これは該当しますということになります。
社 会 教 育 部 長	全国に実行委員会形式で行っているものはたくさんありますが、それに

主藤社会教育部次長	対して、税務署が一斉に何かするという事はしないようです。 別の事業では、座学を参加費なしで実施し、2回目は旭岳に行くということで、ロープウエー代がかかるので、子ども1、000円、大人2、000円の参加費で実施しましたが、それは教育事業だから良いということでした。ただ、ジオツアーなどで川下りを行い、そのあと、層雲峡に行きましたということになると、周遊事業として、お金を取って連れて行き見せたというのが収益事業に当たるということで、課税対象になり、黒字になったということで法人税がかかります。法人市民税と法人道民税については、均等割と法人税割がありますが、法人税割の部分は黒字になった部分にかかるので、収益が少なければその分しかかからないのですが、均等割は、個人市民税比べると額が大きく、事業を廃止しない限り、収益事業ではありませんと言われない限りずっと課税されることになります。 20歳を祝うつどい言えば、広告料を取って広告のバナーをパンフレットに載せると広告の収益事業であるということですが、パンフレットに活字で社名だけ載せるのであれば大丈夫ということで、今年度からバナーを載せず、協賛金で広告料ではないという形にしております。
教 育 長	今回、旭川市のこういった団体を全部調査し、社会教育部ではこれだけありましたということになっています。
近 藤 委 員	後から分かったという形ではなく、先に出していくということは良いことだと思います。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（5）「社会教育部関係団体における過年度分の納税について」は、報告を受けたこととします。 次に、前回に引き続き、議案第1号「令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。 前回までは、委員の皆さんと教科書採択の意義、採択方針の再確認を行ったほか、審議の進め方も確認したところです。 経過の確認をしながら進めていきたいと思います。このことについては、前回及び前々回の2回の教育委員会会議で旭川市教科書調査委員会による専門的な調査研究の結果の報告と質疑、そして協議を行いまして、採択基準にあるとおり全ての種目について、全ての発行者の教科用図書の見本本の審議を一通り終えたところです。 また、全17種目のうち発行者が5者以上ある6種目について、審議の効率化と充実を図る観点から、3者程度への絞り込みを行う審議を進めてまいりました。 本日は、種目ごとに最終段階の審議を行い、種目ごとに1者の教科用図書を採択するということにしたいと思います。 種目ごとに、それぞれの委員の皆さんから、本市の採択方針を踏まえて、これというものを発表いただければと思います。 なお、皆さんの意見が一つになることが最も良いとは思いますが、全てが一致しない場合もあるかと思います。 まずは、皆さんで議論を尽くしたいと思います。難しい場合は、多くの御意見のあった教科書を採択することになりますが、御異議ありませんか。

各 教	委 育	員 長	異議ありません。 それでは、本日は発行者が3者以下の種目のうち、音楽一般、器楽合奏、美術、技術、家庭の最終段階の審議を先に行いたいと思います。 それでは、早速、音楽一般の審議を行います。本田委員から御意見を願います。
本	田	委 員	私は教育出版としました。両者の内容にそごはなく、現行の教育出版から変える理由は見当たらないと思いました。前回資料の別紙様式1について、気が付いたことや感じたことを話し合ったりする活動が1年生で用意されていることに加え、地域素材でクリスタルホールの未来に残したい歌の一つで、「雪の降る街を」が取り上げられている部分がよいと思いました。 また、全体の構成を考えながら音楽を作ろうにおいて、言葉の自然なリズムや抑揚を聞き取り、反復や重ね方による全体の構成を考えながら、創作できるようにするなど、系統的・発展的に学習できる工夫が行われていることや、本市生徒の学習の状況等の表したいイメージを膨らませながら即興的という項目において、音のスケッチで創作の活動の手順が示されており、作ったリズムや音楽を書き込めるワークシートが設定されるなど、工夫がなされているという報告があり、私もそれに賛同しました。 なお、著作権等について、両者とも触れていますが、今後こういったところに対応していく必要があると感じました。
山	崎	委 員	私は教育出版としました。複数の曲を比べて聴いたり、考えを整理して紹介する活動が設定されている点が良いと思いました。
坂	田	委 員	私は教育芸術社としました。子どもにとって受け入れやすい曲が多く取り上げられていることや、コンピューターを使って作曲する等の作業について、より詳細に掲載されていたことに加え、著作権についても詳しく掲載されていたと思いました。
近	藤	委 員	私は教育出版としました。写真や映像が多数掲載され、親しみやすい作品がより多く載っていたと思いました。
教	育	長	私は教育芸術社としました。二次元コードを読み込み、実際に音が出る点が良いと思いました。 それでは、それぞれの御意見を整理したいと思います。教育出版が3名、教育芸術社が2名ですね。このうち1者を採択するために審議・議論を深めたいと思いますが、それぞれの委員の御発言を伺った上で、改めて意見等がありましたら、お伺いします。
本	田	委 員	中学校の場合、一般音楽については合唱曲が重要になると思います。合唱は、生徒たちの士気を高める活動となり、その点を鑑みても教育出版から変える理由がないと思いました。
教	育	長	坂田委員いかがでしょうか。
坂	田	委 員	自分自身が使うのであれば、教育芸術社が良いと思いました。
教	育	長	審議も尽くされており、より多くの意見を集めた教育出版を採択することでのよろしいでしょうか。
各	委	員	異議ありません。
教	育	長	それでは、音楽一般は教育出版に決定いたします。 次に、器楽合奏の審議に入ります。
本	田	委 員	私は教育出版としました。リコーダーの指導やギターの運指について、よ

山崎委員	り分かりやすいと思いました。また、多彩な合唱曲や、中学生に馴染みのある旋律がより多く掲載されていたと思います。ICTに関しては、ウェブサイトまなびリンクに各楽器の伴奏の動画が多数掲載され、学習場面で活用できるよう工夫がなされていて、この点も良いと思いました。 私は教育出版としました。ICT活用のまなびリンクについて、とても良いと思いました。奏法のアドバイスや演奏のポイントが示されていたほか、文化や伝統について調べる活動も設定されておりました。
坂田委員	私は教育芸術社としました。楽器の説明がより親切に記載されていて、興味を持つ子どもたちが多くいると思いました。
近藤委員	私は教育出版としました。教育芸術社の方が詳しく記載している部分はありますが、捉え方によっては情報量が多く、教育出版の方が理解し易いのではないかと思います。
教 育 長	私は教育芸術社としました。内容にそこまで大きく差はないと感じました。教育出版が3名、教育芸術社が2名となりました。坂田委員いかがでしょうか。
坂田委員	私は教育芸術社としましたが、教育出版も内容にさほど遜色はないと思いました。
教 育 長	それでは、教育出版が多数となりますので、教育出版を採択することで御意義ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	それでは、器楽合奏は教育出版に決定いたします。
本田委員	次に、美術の審議に入ります。 私は日本文教出版としました。屏風の作品や浮世絵が取り上げられていた点が良いと思いました。また、アイデアスケジュールという部分が必要な内容であると感じました。
山崎委員	加えて、買物公園に設置されている「手の噴水」の野外彫刻が掲載されており、ふるさとに関する知識や認識を深めることができることや、全国の生徒の作品が多く掲載されていることも良いと思いました。
坂田委員	私は光村図書としました。鑑賞においての内容が大変面白く、図版の掲載などがよいと思いました。別冊資料が用意されているほか、デジタルコンテンツにも工夫が見られました。
近藤委員	私は光村図書としました。生徒の作品がより多く掲載されていたと思います。一般作品を見ることも大切だと思いますが、実際に同世代の作品に触れることがより大切であると思いました。
教 育 長	私は日本文教出版としました。生徒の作品だけではなく、専門的な作品も載っていて特に1番作品が見やすいという印象を受けました。
坂田委員	私は光村図書としました。全体的に内容がバランスよく記載されている点が良いと思いました。一方で、日本文教出版は、全ての内容を見るには授業時数が足りないと感じました。
本田委員	光村図書が3名、日本文教出版が2名となりました。それぞれの委員の御発言を伺った上で、改めて御意見等がありましたらお伺いします。
坂田委員	私は光村図書と迷ったところがあるので、多数決で良いと思います。
本田委員	現行の日本文教出版から光村図書に変える場合、理由が必要になると思いますが、同じく多数決で決めていただいて構いません。

教 育 長	それでは美術については、光村図書を採択することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	それでは、美術は光村図書に決定いたします。
本 田 委 員	次に、技術の審議に入ります。
山 崎 委 員	私は開隆堂としました。課題を解決するための方策について、プロセスが記載されていて良いと思いました。
坂 田 委 員	私は開隆堂としました。実生活との結び付きが意識されていました。3者とも内容に差がないと思い、現行の開隆堂から変える必要はないと感じました。
近 藤 委 員	私は開隆堂としました。他の2者と比べ、実習例を複数取り上げるなど、より意欲的に取り組める内容だと思いました。
教 育 長	私は開隆堂としました。坂田委員が発言されたように、生徒の興味を引くような内容になっていると思いました。
各 委 員	私は教育図書としました。3者とも内容に遜色はないと思いますが、教育図書については、スキルアシストの記載や未成年取消し権についての記載があり、分冊になっていて持ち運びができるという点が良いと思いました。
教 育 長	ここまでで、開隆堂という意見が多くなりましたが、審議は尽くされたとして、開隆堂を採択することとしてよろしいでしょうか。
本 田 委 員	異議ありません。
山 崎 委 員	それでは、技術は開隆堂に決定いたします。
坂 田 委 員	次に、家庭の審議に入ります。
近 藤 委 員	私は開隆堂としました。写真が大きくて見やすいと思いました。また、料理の種類が身近なものが多いことや、料理時間が明記されていたことが、実習に役立つと思いました。学習のまとめも生活に生かせるよう、工夫されていると思いました。
教 育 長	私は開隆堂としました。3者とも差はないと思いますが、小学校も開隆堂となっているので、統一した方が良いと思いました。
各 委 員	私は開隆堂としました。幼児の育て方が掲載されていて印象的でした。また、定番の料理が多く、調理実習に向いていると感じました。
教 育 長	私は開隆堂としました。坂田委員と同じで、基本的な料理が多く、イラストや写真が特に分かりやすいと感じました。
本 田 委 員	私は教育図書としましたが、さほど他者と大きな違いはないと思っています。
山 崎 委 員	ここまで、開隆堂という意見が多くなりましたが、審議は尽くされたとして、開隆堂を採択することとしてよろしいでしょうか。
坂 田 委 員	異議ありません。
近 藤 委 員	本日の審議対象としていました発行者3者以下の種目については、本日審議を尽くしてそれぞれ1者採択できたところです。ありがとうございます。
教 育 長	なお、次回は残りの種目について、採択を行いたいと思います。
各 委 員	また、小学校用の教科用図書及び特別支援教育に係る拡大教科書、学校教育法附則第9条に規定の教科用図書の採択についても次回以降審議いただく

教 各 事 教 育 委 務 育 長 員 局 長	きたいと思いますので、合わせてよろしくお願いいたします。 《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 それでは、以上で令和6年8月定例教育委員会会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。 《 閉 会 》
--	---